

大和市告示第175号

高齢福祉課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

高齢福祉課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱

次に掲げる要綱の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- (1) 大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱（平成21年大和市告示第104号）別表第1利用者区分の欄
- (2) 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱（平成21年大和市告示第105号）第3条第1項第1号

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。